

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナとロシアをめぐる情勢については、日本をはじめ世界各国が戦争行為に至らぬよう、緊張緩和と事態の打開に向け、対話による外交努力を重ねてきた。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。今回の行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章に違反する国際秩序の根幹を揺るがしかねない暴挙である。また、ウクライナ国内においては、子どもを含めた多くの人命が奪われており、このような侵略行為は断じて認められず、強く非難するものである。

政府においては、ロシアに対し攻撃の即時停止と速やかな部隊撤収を強く求めるべきである。また、現地在留邦人の安全確保に全力で取り組み、国際社会と緊密な連携を図りながら経済制裁を含めロシアに対し厳格かつ適切な対応を行うべきである。

以上、決議する。

令和4年3月4日

会 津 若 松 市 議 会